



福井労発基 0807 第 1 号
令和 5 年 8 月 7 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明

福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 28 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン福井県支部長林憲治から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成 6 年福井労働基準局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

